

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の 一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)が令和4年6月17日に公布され、改正法は公布日から段階的に施行される。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」において、「エネルギー消費性能の向上」に加え「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図る目的が追加された。法目的の追加を踏まえた法律の題名等の改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

法律の題名等の改正に伴い、規定の整理など所要の改正を行う。

[題名、第1条第1項第2項、第11条、様式(第1号～第6号、第8号)関係]

### 3 施行期日

令和6年4月1日